

広島中央環境衛生組合建設工事請負業者選定に関する規程

平成27年10月19日

訓令第1号

改正 平成28年10月31日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島中央環境衛生組合（以下「組合」という。）が行う一般競争入札に係る建設工事（以下「建設工事」という。）の発注について、優秀にして、かつ、堅実な建設工事請負業者（以下「業者」という。）を公平に、かつ、適切に選定するための必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。

2 この規程において「建設業者」とは、建設業法第2条第3項に規定する者をいう。

(等級別格付等)

第3条 広島中央環境衛生組合管理者（以下「管理者」という。）は、客観数値（経営審査結果の総合評点）及び年平均完成工事高に基づいて、建設工事種別格付基準（別表第1）により工事の種類別に等級を区別した資格の格付（以下「資格の格付」という。）をするものとする。

2 管理者は、前項本文の規定による資格の等級ごとにその等級に属する登録業者に対して、工事発注する場合の標準となる工事予定金額（以下「標準発注金額」という。）の範囲を定めなければならない。

3 前項の標準発注金額は、格付別標準発注金額表（別表第2）のとおりとする。

(選定審査会)

第4条 管理者の諮問に応じ、次に掲げる業務を行わせるため、広島中央環境衛生組合建設工事請負業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び令第167条の5の2第1項に規定する一般競争入札の参加者の資格に関すること。

(2) 令第167条の6第1項に規定する一般競争入札の公告に関すること。

(3) その他審査会の会長が必要と認めたこと。

2 前項の審査会の会長及び委員は、管理者が別に指名する者をもって構成する。

3 審査会の運営等については、審査会の会長が定めるものとする。

(特例)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定による別表第1に掲げる建設工事種別格付基準によらないことができるものとする。

- (1) 緊急に施工する必要がある災害復旧工事、維持修繕工事等を発注しようとする場合
- (2) 高度又は特殊な技術を要する工事又は新開発工法等の新技术を用いる工事を発注しようとする場合
- (3) 発注工事の施工箇所の地域の特性等を考慮する必要がある場合又は第5条第1号で選定した登録業者の数が少数である等の場合で、管理者が特に必要と認めたとき。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月31日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

建設工事種別格付基準

| 格 付 \ 工 事 の 種 類 | 土木一式工事 |
|-----------------|---|
| A | 客観数値（経営審査結果の総合評点）750 点以上 かつ年平均完成工事高 3,000 万円以上 |
| B | 客観数値（経営審査結果の総合評点）650 点以上 かつ年平均完成工事高 1,000 万円以上 （格付 A に該当するものを除く。） |
| C | 客観数値（経営審査結果の総合評点）1 点以上か つ 年平均完成工事高 1 円以上 （格付 A 及び格付 B に該当するものを除く。） |

別表第 2 (第 3 条関係)

格付別標準発注金額表

| 等級別格付 | 請負対象設計金額 |
|-------|--------------------------|
| | 土木一式工事 |
| A | 3,000 万円以上 |
| B | 1,000 万円以上 3,000 万円未満 |
| C | 1,000 万円未満 |